

東亜大学学生組織会則

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は **Toua Student Conference** と称する。

(事務局)

第2条

本会の事務局は東亜大学内に置く。

(目的)

第3条

本会は修学、課外活動、学生生活等に関する自主的な学生組織であり、各活動を充実させ、会員同士の交流をはかり、学生の意見を大学生生活に反映させつつ、人間形成に資することを目的とする。**Toua Student Conference** 会則は、この目的を達成するための指針として設定される。

第2章 会員

(構成)

第4条

本会の会員は本学全学部生とする。

(会員の効力)

第5条

本学学生は本学に学籍を置くと同時に本会の会員となり、学籍を失うと同時に本会を退会する。

(効力の停止)

第6条

本会会員は、休学期間、停学処分期間中はその効力を停止される。

(会員の権利)

第7条

本会の全会員は次の権利を保証される。

1. 本会のあらゆる活動に参加し、意見を述べる権利
2. 本会各機関のあらゆる記録文書を閲覧する権利

3. 会長、副会長の選挙権、被選挙権ならびに罷免権

4. 本会の活動により生ずる利益を受ける権利

(会員の義務)

第8条

本会会員は、本会各機関の規約細目を遵守するという義務を負う。

第3章 役員

(役員構成)

第9条 本会には次の役員を置く。

1. 会長 1名 会員の直接選挙により選出された学生代表

2. 副会長 2名 会員の直接選挙により選出された学生代表

3. 代議員 ゼミ・クラス毎に選出された者

4. 執行委員 若干名 代議員会で選出された者及び会長から指名された者

(役員職務)

第10条

本会の役員は次の会務を処理する。

1. 会長は会務を統括し、且つ本会を代表する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時、これを代理する。

3. 代議員会は代議員及び会長、副会長でこれを構成しその運営は第13条に定めるところによる。

4. 執行委員は執行委員会を構成しその運営は第14条に定めるところによる。

(役員任期)

第11条

本会役員のうち選挙を要する者は原則として6月に行う。

1. 任期は1ヵ年とし、7月1日から6月30日までとする。

2. 再任は妨げないものとする。

3. 役員に欠員が生じた場合は、会長が指導し、代議員会の承認を経て決定する。また、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 臨時選挙を要する際は、代議員会を通して然るべき処置をとる。

(会議の種類)

第12条

本会の会議は、代議員会及び執行委員会とする。

(代議員会)

第13条

代議員会は本会の団体の結成、廃止、その他本会の重要事項を審議議決し、学生部の承認を得るものとする。

1. 代議員会は会長がこれを召集する。

ただし、代議員の1/3以上又は、執行委員会の要求があった場合、会長は代議員会を召集しなければならない。

2. 代議員会の開催は原則として少なくとも会の3日前までに期日、場所及び議題を公示するものとする。

3. 代議員会は議長1名、副議長2名を選出し、これを議長団とする。

4. 議長団は代議員会の運営ならびに執行委員会との連絡、調整にあたる。

5. 代議員会は構成員の1/2以上の出席をもって成立し、その議事は出席者（委任状提出代議員を含む）の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決する。

6. 代議員会は本会の最高意思決定機関である。

(執行委員会)

第14条

執行委員会は本会の執行機関であり、次の事項を担当する。

1. 本会全体に関する事項

2. 執行委員会は、その会務を処理するにあたり学生部と十分に協議するものとする。

3. 執行委員は執行委員会を構成し会務を処理し各部の統括、連絡、調整にあたる。

第4章 細則

第15条

この会則に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な細則は、執行委員会で決める。

附則

1. この会則は、平成18年7月28日から施行する。

2. この会則は、状況の変化に応じ見直していくものとする。

3. この会則は、平成19年1月19日から施行する。